平成２６年（フ）第１８６号
佐賀市川副町大字福富10番地３　渋谷コーポ北201
債務者　田中久美子（旧姓久我）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
佐賀市大和町大字尼寺1570番地１
債務者　伊藤　隆康
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
佐賀市大和町大字尼寺1570番地１
債務者　伊藤多賀子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
大分県佐伯市大字池田1861番地１
債務者　宮下　美香
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第１２６７号
神奈川県海老名市杉久保北２―11―16レオパレスフラッツⅠ　101、住民票上の住所神奈川県海老名市門沢橋２丁目17番８号
債務者　藤本　克志
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０５号
横浜市磯子区森３丁目20番６号　トキノハイツ101号
債務者　大原　光延
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５７号
東京都日野市大字新井716番地第２あおい荘201
債務者　三瀬かつみ
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５６号
東京都青梅市河辺町６丁目23番地の４梨の木ハイツ308号
債務者　一村　　寛
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５７号
静岡県浜松市南区若林町2215番地の２
債務者　小澤　英美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅７棟12号
債務者　西谷　美幸
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６１号
岡山市東区金田765番地２
債務者　光延眞理子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
大分県宇佐市院内町斎藤1444番地
債務者　大畑　智代
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５３６号
東京都立川市栄町６丁目７番地の14モンシャトー栄101号
債務者　斎藤　　聖
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５４９号
東京都府中市四谷５丁目37番地の７カレン多摩川607
債務者　梯　日登美
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
熊本県山鹿市鍋田2112番地　鍋田団地１―９―34号室、申立時の居所熊本県球磨郡多良木町久米前原670―４
債務者　森田　洋史
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係